

## 第 1 章 総則

### (通則)

第 1 条 東京都十一市競輪事業組合（以下「組合」という。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約 組合を当事者の一方とする売買、賃借、請負その他の契約をいう。
- (2) 契約者 組合と契約を締結する相手の者をいう。
- (3) 入札者 契約者となるため入札する者をいう。
- (4) 課及び課長 東京都十一市競輪事業組合組織条例（昭和 61 年条例第 1 号）第 1 条に規定する課及びその各課の長をいう。
- (5) 公示 新聞、掲示その他の方法により公告することをいう。

### (契約事務の総括)

第 3 条 業務課長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため、契約に関する事務処理の制度を整え、処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

2 業務課長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、課長に対し、その所管に係る事項についての契約に関し報告を求め、実地に調査し、又は事務処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

### (競争入札参加者の資格)

第 4 条 管理者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加しようとする者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

## 第 2 章 一般競争入札

### (参加資格)

第 5 条 管理者は、必要があると認めるときは、工事、製造その他の請負契約について、その種類及び金額に応じ、工事、製造等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項及び申請の時期、方法等について公示するものとする。

### (入札参加者の資格審査等)

第 6 条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、前条の規定によりその資格を審査し、資格の有無を申請者に通知するとともに有資格者名簿を作成するものとする。

2 管理者は、必要があると認めるとき、又は申請した者に特別な事情があると認めるときは、前条の規定に準じて随時に資格の審査を行い、資格者の名簿の追加を行うことができる。

### (入札の公告)

第 7 条 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、その入札期日の前日から起算して少くとも 10 日前に公示するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を 5 日までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要と認める事項  
(業者指名等適格審査会への付議)

第 7 条の 2 次の各号に掲げる契約をしようとする場合において、前条の一般競争入札を行おうとするとき、又は業務課長が必要と認めるときは、別に定める東京都十一市競輪事業組合業者指名等適格審査会に諮らなければならない。ただし、緊急を要するとき、又は管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 1 件の予定価格が 1,000 万円以上の物品の購入その他の契約
- (2) 1 件の予定価格が 3,000 万円以上の工事又は製造その他の請負契約
- (3) 管理者が特に必要と認める契約  
(入札保証金)

第 8 条 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札者が、第 5 条の規定により適正な参加資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
(入札保証金の納付)

第 9 条 入札者は、前条の入札保証金を、入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い納付しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第 10 条 管理者は、第 8 条第 1 号の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第 11 条 第 9 条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行の支払保証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が確実と認めるもの  
(担保の価値)

第 12 条 前条各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）の例による金額
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 銀行の支払保証 その保証する金額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が确实と認めるもの 管理者が適正と認めた金額  
（入札保証金に代わる担保の提供）

第 13 条 管理者は、第 11 条の担保をもって入札保証金の代用をしようとする者には、当該代用担保を入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い提出させなければならない。  
（予定価格の作成）

第 14 条 管理者は、一般競争入札に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし開札場所に置かなければならない。  
（予定価格の決定方法）

第 15 条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約及び土地の売払いに関する契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

第 16 条 削除  
（入札の方法）

第 17 条 一般競争入札をしようとする者は、入札書を入札の公告に明示された所定の日時、場所及び方法に従い提出しなければならない。

2 代理人をもって入札しようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

3 入札書は、1 人 1 通とし、入札者は他の入札者の代理人となることができない。

4 業務課長は、郵送その他適当と認める方法による入札を認めた場合において、当該方法により提出された入札書を受領したときは、その日時を記入し、押印のうえ、開札をする時まで封書のまま保管しなければならない。

（入札の無効）

第 18 条 一般競争入札に付した場合において、入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書の金額及び記載事項の不明なもの、又は入札書に記名及び押印のないもの
- (4) 郵便による入札を認めた場合において、その送付された入札書が所定の日時までに、所定の場所に到着しないもの
- (5) 同一事項の入札について、2 以上の入札書を提出したもの
- (6) 他人の代理を兼ね、2 人以上の代理をしたものに係る入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの  
（入札無効理由の明示）

第 19 条 入札を無効とする場合においては、施行令第 167 条の 8 第 1 項の規定により、開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

(再度入札の入札保証金)

第 20 条 施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金(入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。)をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

第 21 条 削除

(入札保証金等の返還)

第 22 条 入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提出された担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後、その他の者に対しては落札者の決定後、これを返還するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第 23 条 入札保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

(落札者)

第 23 条の 2 組合が売払い及び貸付けを行う場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 前項に規定する場合以外においては、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。  
(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第 23 条の 3 施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により落札者を決定することができる契約は、予定価格が 50 万円を超える請負の契約(工事又は製造の請負の契約にあつては、予定価格が 130 万円を超えるものに限る。)とする。

2 施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者と決定する場合の基準は、別に定める。

3 業務課長は、前 2 項の規定による契約に関し、最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者と決定するときは、その理由を記載した書類を作成しなければならない。

(落札の通知)

第 23 条の 4 業務課長は、落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

2 前条の規定により落札者を決定したときは、前項の通知のほか、最低価格の入札者で落札者にならなかったものに対して通知するとともに、その他の入札者に対しても適宜の方法により落札の決定があった旨を知らせなければならない。

(最低制限価格を設けてする落札者の決定)

第 23 条の 5 施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により落札者を決定することができる契約は、予定価格が 50 万円を超える請負の契約(工事又は製造の請負の契約にあつては、予定価格が 130 万円を超えるものに限る。)とする。

(最低制限価格の決定方法)

第 23 条の 6 管理者は、一般競争入札により工事、製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設けようとするときは、別に定める基準によって適正に定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格を記載した書面に併せて記載するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、管理者は、最低制限価格の額に代えて、最低制限価格の設定方法を定めることができる。

(入札経過調書)

第 23 条の 7 業務課長は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

(再度入札の公告)

第 23 条の 8 管理者は、一般競争入札に付した場合において、入札者又は落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で、更に入札に付そうとするときは、第 7 条に規定する公告の期間を 5 日まで短縮することができる。

### 第 3 章 指名競争入札

(参加資格)

第 24 条 指名競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を有する者でなければならない。ただし、売却及び貸付けの場合又は管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 引き続き 1 年以上その営業を営んでいること。ただし、法人の場合においてその代表者が 1 年以上同一の営業に従事した者であるときは、この限りでない。

(2) 税目及び税額について管理者が定める国税及び地方税を納付していること。

2 管理者は、前項に定めるもののほか、定期に契約の種類及びその金額に応じて、事業の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、その基本的事項について公示するものとする。

3 前項の公示の際、併せて、次条に規定する指名業者登録名簿作成のための申請に関する事項についても公示するものとする。

(資格審査登録名簿)

第 25 条 管理者は、前条の規定に従い、指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、管理者が別に定める審査格付基準に従い業者の審査及び格付を行い、指名業者登録名簿を作成するものとする。

2 管理者は、必要があると認めるとき、又は申請者に特別な事情があると認めるときは、前項の手續に準じて、随時に資格の審査及び格付を行い、指名業者登録名簿の追加を行うことができる。

(指名基準)

第 26 条 管理者は、契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るため必要があると認めるときは、入札者の指名の基準について、別に定めるものとする。

(競争入札参加者の指名)

第 27 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の種類及び金額に応じて指名業者登録名簿に登載された者のうちから、前条の指名基準に従って、なるべく 3 人以上指名しなければならない。

2 前項の規定により競争入札参加者を決定したときは、第 7 条各号に掲げる事項を、その指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 28 条 第 6 条第 2 項及び第 7 条の 2 から第 23 条の 7 までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。この場合において、第 7 条の 2 中「前条の一般競争入札を行おうとするとき」とあるのは「前条の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするとき」と、第 8 条

各号列記以外の部分中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、同条第2号中「第5条」とあるのは「第24条」と、第14条、第15条、第17条第1項、第18条及び第23条の6中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と読み替えるものとする。

#### 第4章 随意契約

(予定価格の決定及び見積書の徴取)

第29条 管理者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第15条の規定に準じて予定価格を定め、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、法令により価格の定められている物件を買い入れるとき、又はその必要のないと認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物件を買い入れるとき。
- (3) 新聞、官報、追録、郵便切手、郵便はがき、生花、食料品(賄材料を含む。)等の購入契約を締結するとき。
- (4) 附合契約(約款等に基づく定型化された契約で、契約当事者が具体的な内容を協議することなく、一律に成立するものをいう。以下同じ。)を締結するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか見積書を必要としないと管理者が認めるとき。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第30条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約によることができる予定価格の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

#### 第5章 せり売り

(せり売りに付する手続)

第31条 管理者は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

#### 第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第32条 管理者は、競争入札若しくはせり売りにより落札者若しくは競落者が決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 履行期限又は期間
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所

- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、組合がインターネットを通じて申し込む附合契約その他契約書を作成し難い契約をする場合にあっては、申込み等を決定した起案文書をもって契約書の作成に代えることができる。

(契約書作成の省略)

第 33 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、契約書の作成を省略することができる。ただし、契約書の作成を省略する場合においても契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

- (1) 1 件 50 万円未満の随意契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人与契約をするとき。
- (5) 単価による契約(以下「単価契約」という。)によって契約済の契約をするとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、随意契約について管理者がその必要がないと認めるとき。

(契約保証金)

第 34 条 管理者は、組合と契約を締結する相手方をして契約金額(単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その全額又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 物品を売払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (4) 契約の相手方が、過去 2 年の間に組合若しくは他の地方公共団体又は国(公社及び公団を含む)と当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 50 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人与契約を締結するとき。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第 35 条 第 9 条から第 13 条まで及び第 23 条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第 9 条中「入札者」とあるのは「契約の相手方」と、「前条の入札保証金」とあるのは「第 34 条の契約保証金」と、第 10 条中「第 8 条第 1 号」とあるのは「第 34 条第 1 号及び第 2 号」と、「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「入札保証保険契約に係る保険証書」とあるのは「履行保証保険契約に係る保険証書又は工事履行保証契約に係る保証証券」と、第 11 条各号

列記以外の部分中「第 9 条の規定による入札保証金」とあるのは「第 34 条に規定する契約保証金」と、同条第 3 号中「銀行の支払保証」とあるのは「銀行の支払保証又は前払保証事業会社の保証」と、第 12 条第 3 号中「銀行の支払保証」とあるのは「銀行の支払保証及び前払保証事業会社の保証」と、第 13 条及び第 23 条中「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と読み替えるものとする。

(契約変更)

第 36 条 設計変更等に伴い契約の変更を必要とする場合は、別に定める手続によらなければならない。

2 第 32 条及び第 33 条の規定は、前項の規定により契約を締結する場合に準用する。

## 第 7 章 契約の履行

(前金払)

第 37 条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する公共工事については、当該公共工事に係る契約の相手方に対して、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、施行令附則第 7 条の規定による前金払をすることができる。

- (1) 契約金額が 10 億円未満の場合 契約金額の 3 割(土木工事、建築工事及び設備工事については、4 割)を超えない額。ただし、1 億円を限度とする。
  - (2) 契約金額が 10 億円以上の場合 契約金額の 1 割を超えない額
- 2 前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の 2 割以上増減したときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。
- 3 前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。
- (1) 法第 5 条の規定により、登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
  - (2) 組合との間の契約が解除されたとき。
  - (3) 前払金を当該前払金に係る公共工事以外の経費の支払に充てたとき。

(中間前金払)

第 37 条の 2 前条第 1 項の規定により前金払をした公共工事(土木工事、建築工事及び設備工事に限る。)のうち地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)附則第 3 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす工事については、当該工事に係る契約の相手方に対して、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の限度内において、既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。

- (1) 契約金額が 10 億円未満の場合 契約金額の 2 割を超えない額。ただし、5,000 万円を限度とする。
  - (2) 契約金額が 10 億円以上の場合 契約金額の 100 分の 5 を超えない額
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、中間前金払について準用する。

(部分払)

第 38 条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の 10 分の 9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、



個々に分割できる性質の工事その他の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

- 2 第 37 条の規定により前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

(部分払等の回数)

第 39 条 前条の規定による工事等の既済部分に対する代価支払の回数は、次の各号に掲げるところによる。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 契約金額 1,000 万円未満 1 回
- (2) 契約金額 1,000 万円以上 5,000 万円未満 2 回以内
- (3) 契約金額 5,000 万円以上 1 億円未満 3 回以内
- (4) 契約金額 1 億円以上 4 回以内

#### 第 8 章 監督及び検査

(監督と検査の職務の兼職禁止)

第 40 条 管理者から検査を命ぜられた職員(以下「検査員」という。)は、特別の必要がある場合を除き、監督を命ぜられた職員(以下「監督員」という。)の職務を兼ねることができない。

(監督員の一般的職務)

第 41 条 監督員(施行令第 167 条の 15 第 4 項の規定により監督の委託を受けた者を含む。)

は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、監督を行わなければならない。

- 2 監督員は、必要があるときは、契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

- 3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをしないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督員の報告)

第 42 条 監督員は、監督の実施状況について、管理者に対し、随時に必要な報告をしなければならない。

(検査員の一般的職務)

第 43 条 検査員(施行令第 167 条の 15 第 4 項の規定により検査を委託された者を含む。)は、請負契約その他の契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、前項の契約について、契約の相手方がその契約を行うために使用する材料につき仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、当該契約に係る関係職員の立会いを求め、検査を行わなければならない。

(検査証の作成)

第 44 条 検査員は、検査を完了した場合は、直ちに、検査証を作成し、管理者に報告しなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第 45 条 検査員は、不合格となったものについて、手直し補強又は引換えさせる必要があると認めるときは、工事期間内の場合を除き、2 週間以内で期限を指定し管理者の許可を受けなければならない。ただし、手直し等のため指定した期間は、工事期限を延長したものとみなす。

(検査証の作成を省略することができる場合)

第 46 条 請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合を除く。)のための検査であって、当該契約金額が 50 万円未満の契約に係る検査証の作成は、これを省略することができる。ただし、検査を行なった結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、検査員は適切な方法により検査証に代えるものを作成し、管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定により検査証を省略した場合は、適当な方法によりこれに代わるべきものを作成しなければならない。

## 第 9 章 経理

(契約締結の請求等)

第 47 条 課長は、その所管する事業の執行に関し、売買、賃借、請負その他の契約の締結が必要なときは、所定の様式でこれを業務課長に請求しなければならない。

2 契約締結の請求は、当該年度の 2 月末日までとする。ただし、業務課長が当該年度中に契約の履行の完了すると認めたものについては、この限りでない。

3 業務課長は、当該請求が前項に定める期限内であっても、年度内に契約の履行完了の見込みがないと認めたものについては、契約締結不能の旨を明記して請求元に返戻しなければならない。

(課において行う契約)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約に関する事務は、当該課の課長が行うことができる。

(1) 新聞及び図書の購入契約で、その性質及び金額に競争の余地がないと認められるもの

(2) 単価契約によって契約済の場合における物品の購入契約及びその他の契約

(3) 食料品の買入れその他賄いに関する契約で、その性質又は目的が競争に適しないと認められるもの

(4) 法令により価格の定められている物を購入するとき。

(5) 電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約

(6) 国又は他の地方公共団体を相手とする契約

(7) 国又は他の地方公共団体と共同して行う物品の購入等の契約

(8) 前 7 号に掲げるもののほか、事務事業の性質上、主管課で契約を行うことが適当であると管理者が認めたもの

(請求書類の整備)

第 49 条 第 47 条の規定により契約の締結を請求する場合は、その事務処理に必要な期間を考慮のうえ、契約の履行に必要な期限又は期間を明示するとともに起工書、設計書、内訳書、図面等の必要書類を添え、契約履行上の疑義のないようにしなければならない。

2 特殊物件等で 1 種類を指定する場合は、詳細な指定理由書を添付しなければならない。

(契約締結の通知)

第 50 条 業務課長は、契約を締結したときは、その旨を請求元に通知しなければならない。

## 第 10 章 雑則

(附属様式)

第 51 条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年規則第 3 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。